

2022(令和4)年10月1日以降に受給資格決定される方

マイナンバーカードで失業認定手続きができるようになります

これまで、失業の認定等の際には、受給資格決定時に提出いただいた写真を貼付した雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」）等で本人確認や処理結果の通知を行っていました。

2022(令和4)年10月1日以降に受給資格決定が行われた方は、希望により、マイナンバーカード※による本人認証を活用することで、受給資格者証に貼付する写真や、失業の認定等の手続きとの受給資格者証の持参が不要になります。なお、各種手続きの処理結果は「雇用保険受給資格通知（以下「受給資格通知」）」（裏面の通知例参照）等に印字し、手続きの都度お渡しします（受給資格者証等は発行しません）。

※マイナンバーカードをお持ちでない方や上記取扱いを希望しない方は、従来どおり受給資格者証等による手続きとなります。

対象となる手続きと受給資格者証等

以下の手続きの際、マイナンバーカードで本人認証を行う場合は受給資格者証等の提出が不要となります。各種手続きの処理結果は、下の表に記載の受給資格通知等に印字し、交付します。

対象となる受給資格者証等	各種手続きの処理結果
雇用保険受給資格者証	雇用保険受給資格通知を交付
雇用保険高年齢受給資格者証	雇用保険高年齢受給資格通知を交付
雇用保険特例受給資格者証	雇用保険特例受給資格通知を交付
教育訓練給付金および 教育訓練支援給付金受給資格者証	教育訓練受給資格通知を交付

マイナンバーカードを活用した失業認定の流れ

- ① ハローワークにマイナンバーカードを持参のうえ、離職票などの必要書類を提出し、受給資格の決定を受けます。（この時、受給資格者証に貼付するための顔写真2枚は不要です）
- ② 雇用保険説明会で、受給資格通知（全件版）が交付されます。
- ③ 認定日ごとにマイナンバーカードによる本人認証※1を行い、失業の認定を受けます。その際、処理結果が印字された受給資格通知（最新処理状況版※2、3）が交付されます。

※1 マイナンバーカードによる本人認証は、職員の指示に従い、ハローワークに備え付けられたタブレット端末で利用者証明用電子証明書の4桁のパスワードを入力することにより行います。その後、出力されたバーコード用紙（被保険者番号のバーコードが印字されたもの）を窓口へ提出してください。

※2 ハローワークから交付された最新の処理状況が印字された受給資格通知を提出することで、※1を省略することができます。ただし、この場合でも本人確認のためにマイナンバーカードの持参及び窓口での提示が必要です。

※3 希望者は、最新処理状況版ではなく全件版の受給資格通知の交付を受けることも可能です。

【注意点】

- ・マイナンバーカードを活用した失業認定等の手続きを希望した場合、それ以降、原則として受給資格者証等による失業認定等の手続きに変更することはできません。
- ・タブレット端末にパスワードを入力する際、3回連続でパスワードを誤って入力するとロックがかかり、住民票がある市区町村の窓口にてパスワードの再設定の手続きが必要となりますのでご注意ください。

<参考> 通常の失業認定の流れ

- ① ハローワークに離職票などの必要書類と顔写真2枚を提出し、受給資格の決定を受けます。
- ② 雇用保険説明会で受給資格者証が交付されます。
- ③ 認定日ごとに受給資格者証（顔写真付き）を提出し失業の認定を受けます。その際、処理結果が印字された受給資格者証が返戻されます。

＜裏面＞

支拾番号



9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

No.	処理年月日	種類	処理状況				
1	R04/10/14	受給資格決定	基本手当 所定給付日数	5,831 90	離職理由 基礎期間	33 020715	マイナンバーカード利用
以下、余白							
種別	特元照降受通子と 非定期雇用者 就労内待機中または 就労後再就職中	特元受通子と 非定期雇用者 就労後再就職中	特元照降受通子と 非定期雇用者 就労後再就職中	特元照降受通子と 非定期雇用者 就労後再就職中	特元照降受通子と 非定期雇用者 就労後再就職中	特元照降受通子と 非定期雇用者 就労後再就職中	本支給 各種給付に（※）を付す。 各種給付は（※）の額に（※）を付す。

- ### 注 意 事 项

- [illegible]

1 / 2

2022 9

2/ 2

第19條關係

支給番号

9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

1. 支給番号		2. 氏 名		3. 被保険者番号		4. 性別		5. 離職時年齢		6. 生年月日	
13080-12-123456-9		ジヨウ マチ		5234-123456-9		女		30		4-04021	
No.	処理年月日	種 別		処理状況							
1	R04/10/14	受給資格決定		基本手当 1,831 離職理由 30 マイナンプールカード利用							
2	R04/11/09	特記事項等		所定給付日数 90 基準期間 02715							
3	R04/11/09	待期間満了		雇用保険説明会 11月1日参加							
4	R04/11/09	基本手当		待期間満了日 041017 支給期間 041018 1107 口数 21 支給金額 ¥122,451 残口数 60							
以下、余白											

種類	特定就職受渡手当	特定受渡手当	種類	早稲再就職支援金	早稲再就職	木支給	各種額の頂に「木」を付す。	
	常用就職受渡金	常用受渡金		常用就職受渡手当	常用再就職手当		通称	各種額又は「木」の額に、「通」を付す。
	早稲再就職者受渡金	早稲受渡		水稲奨励受渡金	水稲支援費			
	就職受渡金	就職受渡		水稲奨励受渡金	水稲支援費			

注 意 事 项

- この通知は、支給を受け終わるまでは大切に保管してください。
- ① 以下の条件のいずれかに当てはまる場合は返金を受けたり、又は受取ようとしたときは、以後失業者給金を受けることができなくなるばかりでなく、不正な給金を支給したと認定され更に追加して一定の金額の納税を命ぜられ、また、追徴される場合があります。
- ② 給付に付する通知又は上記の通知書に「給付の停止又は返金」の理由について不同意があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に労働局に異議を申し立てる必要があります。
- ③ 定められた給金の受取日に失所したときは、基本給金の支給を受けなくなることであります。
- 失業者の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず書面にて労働局に通知してください。

管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地

〒160-8469 新宿区歌舞伎町2-42-10

電話番号 03-3200-6609 交付 04年11月08日

新宿 公共職業安定所業務定
所長

1/1

2022 9



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん